

居宅介護（介護予防）

住宅改修費支給申請について

（令和3年3月版）

※この「居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請について」は、別冊「居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請について（補足資料：必要書類）」とあわせてご覧ください。

佐倉市 福祉部 介護保険課

目 次

はじめに……	3
I. 支給対象要件 ……	4
1. 対象者 ……	4
2. 対象となる住宅 ……	5
3. 対象となる改修工事 ……	6
参考 i 日常生活上の動線について ……	7
4. 対象となる費用 ……	7
II. 支給限度基準額 ……	8
1. 支給限度基準額 ……	8
参考 ii 「介護保険負担割合証」について ……	8
2. 要介護状態区分と支給限度基準額（3段階リセットの例外） ……	9
3. 転居した場合の支給限度基準額（転居リセットの例外） ……	10
III. 住宅改修の種類 ……	11
1. 手すりの取付け ……	11
参考 iii 手すりの取付けについて ……	12
2. 段差の解消 ……	14
参考 iv 傾斜路（スロープ）、式台（踏み台）について ……	16
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ……	17
4. 引き戸等への扉の取替え ……	18
5. 洋式便器等への便器の取替え ……	19
参考 v その他 ……	21
IV. 手続の流れ ……	22
1. ケアマネジャーへ相談 ……	22
2. 施工業者の選定、改修内容等の確認 ……	22
3. 支給方法の決定 ……	23
4. 事前申請 ……	24
5. 改修工事 ……	27
6. 事後申請 ……	28
7. 支給額の振込 ……	29
V. 地域包括支援センターのご案内 ……	30

はじめに…

この制度の目的は、被保険者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるようにすることです。被保険者の申請により、住宅改修の給付対象と認められる場合に限り、その費用の7割～9割分を給付します。

住宅改修は、介護保険の居宅サービスの一つなので、施工技術だけでなく介護にかかる知識を必要とし、一般的なりフォームとは異なった配慮や他のサービスとの連携を図る必要があります。

そのため、必ず担当ケアマネジャーや医療、保健・福祉関連の専門職と連携して、被保険者の要望だけでなく、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等を総合的に勘案し、被保険者に応じて個別に判断して改修工事を進めてください。また、担当ケアマネジャーや施工業者等は、専門的見地に立ち今後の見込みを含む心身の状態から見出した真のニーズに基づき、適切かつ想定される使用状況を見据えた改修工事を行ってください。

住宅改修費の支給は、被保険者一人に対して支給限度基準額が20万円と定められており、その支給限度基準額までなら複数回に分けて申請することができます。

一旦、改修工事を行うと、簡単にはやり直すことができません。また、一度に支給限度基準額いっぱいまで改修工事を行うと、将来被保険者の身体状況に変化があった時に必要な住宅改修費の支給ができなくなってしまう場合があります。

改修工事をする前に、本当に被保険者の自立支援のための改修工事になっているか、材料や価格は適正か等を、被保険者・家族やケアマネジャー・施工業者と相談を重ね、身体状況に変化が生じることも十分考慮に入れて、適切に改修工事を行いましょう。

住宅改修は、介護保険料または市税を財源とした法律に基づく保険給付ですので、その保険給付を受けるためには、定められたルールに従う必要があります。そのルールに従わない場合には、住宅改修費の支給が遅れるだけでなく、被保険者が支給を受けられないことにもつながります。制度について十分理解し、定められたルールに従って申請を行ってください。

なお、佐倉市では、介護給付適正化事業の一環として、専門知識を有する市職員が書類確認及び現地確認を行う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

住宅改修費を支給されるためには、改修工事の着工前に

必ず「事前申請」を行うことが必要です。

I. 支給対象要件

※以下、1～4のいずれにも該当していること

1. 対象者

佐倉市の要介護（支援）認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けて、在宅で生活しているかた	
留意点	<p>☞ 「入院（所）中」または「要介護（支援）認定申請中」の被保険者の場合</p> <p>入院（所）中・要介護（支援）認定申請中で、住宅についてあらかじめ改修工事をしておくことが必要な場合には、「手順の流れ」に沿って改修工事を進めてください。事後申請は、退院（所）後・介護度確定後に行ってください。</p> <p>（一時帰宅は、退院（所）には含まれませんので、支給対象外です。）</p> <p>なお、退院（所）しなかった場合・要介護（支援）認定の結果が「非該当」となった場合には、支給対象外なので、全額自己負担となります。</p>
	<p>☞ 改修工事の途中で被保険者が死亡した場合</p> <p>被保険者が死亡時に完了している部分までが、支給対象です。</p>
	<p>☞ 同一住宅に複数の被保険者が居住している場合</p> <p>各被保険者に有意な範囲を特定し、申請の対象となる住宅改修の範囲が被保険者の間で重複しないようにしましょう。</p> <p>例えば、被保険者が2人いる場合、各自の専用の居室の床材の変更を行ったときは、各自の居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことができます。共用の居室において床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うことができます。</p>

2. 対象となる住宅

介護保険被保険者証に記載されている住所地で、実際に居住していること

留意点

☞ 一時的に身を寄せている住宅を工事する場合

被保険者が現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが支給対象となります。一時的に身を寄せている住宅に住所地が移されていれば支給対象となります。

☞ 新築・増築の場合

住宅を新築・増築する場合は、支給対象外です。増改築の際の廊下の拡幅にあわせた手すりの取付け、便所の拡張に伴う和式便器から洋式便器への取替えは、手すりの取付けや便器の取替えの費用に限り支給対象です。

☞ 新築住宅の竣工日以降の改修工事の場合

竣工日以降に住宅改修を行う場合は、支給対象となります。

☞ 有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅の場合

制度上、住宅改修は可能ですが、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずなので、一般的には想定されていません。ただし、高齢者の身体状況によっては、個別の対応が必要な場合もあるので、その場合には住宅改修費の支給は認められます。

3. 対象となる改修工事

被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等を総合的に勘案し、自立した生活を営むために必要な改修工事であること

留意点

☞ 老朽化、物理的な劣化・故障に伴う工事の場合

古くなった床を張り替える、古くなり建付けが悪くなった扉を工事する等の単なる老朽化に伴う改修工事は、支給対象外です。

☞ 既存のものを付替・追加する場合

被保険者の身体状況の変化により付替・追加が必要な場合には、支給対象です。単なる老朽化による付替・追加の場合には、支給対象外です。理由書には、その理由を記載し、図面には、既存のものと改修予定の内容を記載してください。

☞ 単に置くだけ（固定しない式台（踏み台）の設置等）の場合

置くだけの場合は、支給対象外です。改修工事に伴い固定されるものが支給対象です。

☞ 将来の心身等の悪化に備えた改修工事の場合

申請時点での心身の状況等にもとづいた改修工事が支給対象です。将来的な予測にもとづく改修工事は必要性の判断ができないため支給対象外です。

☞ 賃貸住宅退去時の改修費用の場合

賃貸住宅、退去時の原状回復のための費用は、支給対象外です。

☞ 被保険者又はその家族等が改修工事を行う場合

被保険者等が自ら材料を購入し、被保険者又はその家族等により住宅改修が行われる場合は、材料費（材料の購入費）が支給対象です。施工費（工賃等の取付け費用）等は支給対象外です。

☞ 賃貸アパート共用部分の改修工事を行う場合

賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は被保険者の専用の居室内に限られるものと考えられますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、被保険者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能で、支給対象となります。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、被保険者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、被保険者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断が必要です。

☞ 分譲マンション共用部分の改修工事を行う場合

賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えますが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができます。この場合についても、被保険者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断が必要です。

参考 i 日常生活上の動線について

- 「日常生活上」の範囲については、原則として、一般的な動作と考えられる**日常生活を送るために最低限必要な日常的な動作**（起居・移乗・移動・食事・更衣・排泄・入浴・整容など）です。
- そのほかの日常的に行う**掃除・料理・洗濯等を行うための動線**については、**被保険者ごとに支給対象となるか、個別に判断**します。被保険者の心身の状況や住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等の他に、日常的に行っている動作なのか、安全性の確保や、被保険者の心身の状況から有効な改修工事なのか等を検討してください。
- 日常的に行っている動作であっても、「趣味・リハビリを行うための工事」、「老朽化、物理的な劣化・故障に伴う工事」、「見栄えを良くするための工事」、「将来的な予測にもとづく工事」等は住宅改修の支給対象外です。
- 住宅改修のみで改善を図るのではなく、あわせて部屋や家具を移動することでも改善を図れないか、検討してください。

4. 対象となる費用

支給対象の費用	支給対象外の費用
(ア)「住宅改修の種類」に該当する工事費用 (イ)材料費 (ウ)施工費 (エ)諸経費（運搬費、廃材処分費（支給対象の費用のおおよそ10%程度）） 等	(ア)「住宅改修の種類」に該当しない工事費用 (イ)その他費用 <ul style="list-style-type: none"> • 写真代 • 印紙代 • 申請代行手数料 • 工事作業員の損害保険料 • 現場管理費 • 電気工事費用 等

II. 支給限度基準額

1. 支給限度基準額

- 20万円（税込）まで、改修費用の1割～3割の負担割合で改修工事ができます。
- 同じ住宅で改修費用の累計が20万円（税込）に達するまで複数回申請できます。

【1割負担の被保険者が住宅改修の支給対象となる30万円（税込）の工事を行った場合】

改修工事費用：30万円		計算方法
保険給付額	18万円	20万円（支給限度基準額）×0.9（9割）
利用者負担額	12万円	支給限度基準額20万円に対する利用者負担額 2万円 （20万円（支給限度基準額）×0.1（1割））
		支給限度基準超過額 10万円 （30万円（全額）－20万円（支給限度基準額））

- 負担割合は、「介護保険負担割合証」をご確認ください。

参考 ii 「介護保険負担割合証」について

- 「介護保険負担割合証」は、毎年8月に新しいものに切り替わります。切り替えに間に合うよう、毎年7月に新しい証を郵送します。
※ 更新のための申請は不要です。
- 原則として、領収書記載日時点における負担割合を適用します。負担割合を確認する際は、「介護保険負担割合証」の適用期間もあわせてご確認ください。



工事契約締結及び工事完了日	領収書記載日	割合を確認する「介護保険負担割合証」の適用期間
平成30年7月31日以前	平成30年7月31日以前	平成30年7月31日までの証
平成30年7月31日以前	平成30年8月1日以降	平成30年8月1日からの証
平成30年8月1日以降	平成30年8月1日以降	平成30年8月1日からの証

- 支給額に1円未満が生じる場合、1円未満は切捨てます。

【1割負担の被保険者が住宅改修の支給対象となる総額111,411円の工事を行った場合】

改修工事費用：111,411円		計算方法
保険給付額	100,269円 (1円未満切捨て)	111,411円（全額）×0.9（9割）＝100,269.9
利用者負担額	11,142円	111,411円（全額）×0.1（1割）＝11,141.1

- 保険料の滞納がある場合、給付制限が適用されます。給付制限の適用は、介護保険被保険者証の「給付制限」で確認できます。

2. 要介護状態区分と支給限度基準額（3段階リセットの例外）

- 過去に初めて住宅改修を行った時点の要介護等状態区分を基準として、「介護度の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合、再度20万円（税込）まで申請可能です。

最初の住宅改修着工日の介護度	追加の住宅改修着工日の介護度
旧要支援、経過的要介護、要支援 1	要介護 3～5
要支援 2、要介護 1	要介護 4、5
要介護 2	要介護 5

- 3段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらずリセット後で支給限度額管理がなされます。
- 住宅改修を行った時点の要介護等状態区分で判断しますので、「介護度の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合にも自動的にリセットはされず、その時点で住宅改修が行われている場合にのみ適用されます。
- 一人の被保険者に対して1回のみ適用されます。
- 適用された場合には、以前住宅改修を行った際の支給可能残額があっても、適用後の支給限度額は20万円（税込）のみとなります。

【3段階リセットの例外が適用となる場合】

	住宅改修着工日の介護度	改修前の支給限度額の残額	改修工事費用（支給対象分）	改修後の支給限度額の残額
初回	要支援 1	20万円	10万円	10万円
2回目	要介護 2	10万円	5万円	5万円
3回目	要介護 3 <u>(3段階以上上がった)</u>	20万円 <u>(3段階リセット適用)</u>	10万円	10万円

【3段階リセットの例外が適用とならない場合】

	住宅改修着工日の介護度	改修前の支給限度額の残額	改修工事費用（支給対象分）	改修後の支給限度額の残額
初回	要介護 3	20万円	10万円	10万円
2回目	要支援 2	10万円	10万円	0円
3回目	要介護 4 <u>(3段階以上上がっていない)</u>	0円 <u>-(3段階リセット適用)</u>	0円	0円

3. 転居した場合の支給限度基準額（転居リセットの例外）

- 前住所地で住宅改修を利用していた場合でも、転居先で新たに 20 万円（税込）まで申請可能です。

【転居リセットの例外が適用となる場合】

	住所	改修前の 支給限度額の残額	改修工事費用 (支給対象分)	改修後の 支給限度額の残額
初回	佐倉市〇〇1-1	20万円	10万円	10万円
2回目	佐倉市▲▲2-2 <u>(転居)</u>	20万円 (転居リセットの例外適用)	20万円	0円
3回目	佐倉市〇〇1-1 <u>(初回住所へ戻った)</u>	10万円 (初回の残額が適用)	10万円	0円

- 転居リセットの例外は、3段階リセットの例外に優先されて適用され、転居後の住宅のみに着目して適用されます。
- 再び転居前の住宅に戻った場合には、転居前の住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとなります。

【「転居リセットの例外」と「3段階リセットの例外」が共に適用となる場合①】

	介護度	住所	改修前の 支給限度額の残額	改修工事費用 (支給対象分)	改修後の 支給限度額の残額
初回	要介護2	佐倉市〇〇1-1	20万円	8万円	12万円
2回目	要支援1	佐倉市▲▲2-2 <u>(転居)</u>	20万円 (転居リセットの例外適用)	20万円	0円
3回目	要介護3 <u>(3段階以上上がった)</u>		20万円 (3段階リセットの例外適用)	10万円	10万円

【「転居リセットの例外」と「3段階リセットの例外」が共に適用となる場合②】

	介護度	住所	改修前の 支給限度額の残額	改修工事費用 (支給対象分)	改修後の 支給限度額の残額
初回	要支援1	佐倉市〇〇1-1	20万円	8万円	12万円
2回目	要支援1	佐倉市▲▲2-2 <u>(転居)</u>	20万円 (転居リセットの例外適用)	20万円	0円
3回目	要介護2	佐倉市〇〇1-1 <u>(初回住所へ戻った)</u>	12万円 (初回の残額が適用)	12万円	0円
4回目	要介護3 <u>(3段階以上上がった)</u>		20万円 (3段階リセットの例外適用)	10万円	10万円

III. 住宅改修の種類

個人の資産形成につながらない比較的小規模な改修工事が支給対象です。

1. 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路（住民票の敷地内）までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの

支給対象	支給対象外
<ul style="list-style-type: none"> • 廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（住民票の敷地内）等に転倒防止・移動補助のために取り付ける手すりの工事 • 身体状況の変化等に伴う手すりの付替え・移設、既存手すりの撤去 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 手すりの取付けのための壁の下地補強・壁紙の張替え（必要最低限の部分のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> • 固定されていない下駄箱やたんすへの手すりの取付け • 敷地外の手すり

«Q&A»

<p>手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。</p>
<p>支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状と選択することが重要。 （平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」）</p>
<p>玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。</p>
<p>貴見のとおり。対象となる工事の種類は、道路への手すりの設置、道路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。 （平成 12 年 11 月 22 日付厚生省老人保健福祉局振興課事務連絡「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A」）</p>

参考 iii 手すりの取付けについて

※ 以下については、あくまで目安です。手すりを取付ける際の参考にしてください。

被保険者によって、使いやすい形状・位置・高さ等は異なります。

被保険者・家族やケアマネジャー、施工業者と相談を重ね、被保険者の心身や動作、住宅の状況等を勘案し、使いやすい手すりを取り付けましょう。

太さ・形状

	手を滑らせて移動する場合	強く握って移動する場合	ひじなどでもたれかかって移動する場合
設置場所	廊下の水平移動 段差の昇降移動 屋外のスロープ 階段の移動 等	便所の立ち座り 玄関の立ち座り 等	ひじで支える場合 手のひらで支える場合 等
太さ	直径 35～40 mm	直径 28～35 mm	幅 50～90 mm
形状	円柱型 上部平坦型	円柱型 (特に、波状及びグリップ加工付きのものが望ましい。)	上部平坦型 板型

手すりの端部

手すりの端部は、曲げてあることが望ましいです。端部を曲げずにそのまま設置すると、洋服の袖口が引っ掛かる恐れがあり、転倒等の危険性があります。端部が曲がる形状のエンドブラケットを利用しましょう。

材質

木製、プラスチック、樹脂製等様々な材質の手すりがありますので、取付け場所に応じて適切に選びましょう。

【浴室や脱衣所、屋外等に設置する場合】

濡れた手で握る場所に木製の手すりを取付けると、滑ったり、カビや腐食が発生したりする可能性があります。滑りにくく、耐水素材で作られた手すりもありますので、適切な材質を選びましょう。

【屋外に設置する場合】

金属の手すりを取付けると、気温によっては冷たくなったり熱くなったりするため、握りにくくなってしまふ可能性があります。特に屋外に設置する場合には、樹脂製等の皮膜による加工がされていることが望ましいです。

位置・高さ等

廊下等の 移動動作	かたち	横手すり
	高さ	被保険者の脚の付け根部分（目安は、床から 750～800 mm程度）
段差の 昇降動作	段差が連続する場合（階段等）	
	かたち	階段部分 : 斜めの手すり 踊り場部分 : 横手すり（長さは 200 mm以上） ※上階部分は、壁が終わってしまう場合には、縦手すりも有効です。
	高さ	階段部分 : 被保険者の脚の付け根部分 （目安は、階段の段鼻から 750～800 mm程度） 踊り場部分 : 被保険者の脚の付け根部分 （目安は、踊り場床面から 750～800 mm程度）
	段差が一段の場合（玄関の上がり框等）	
	かたち	縦手すり、L字手すり等 ※玄関土間、上がり框、廊下と連続して設置すると、より使いやすくなります。
	高さ 位置	縦手すり部分 : 上がり框より 100～200 mm先に設置 被保険者が廊下に上がった状態で、手すりの上端が、 肩の高さより 100 mm上方（長さは、600 mm程度） 横手すり部分 : 被保険者の脚の付け根部分 （目安は、土間床面から 750～850 mm程度）
出入り口等の 姿勢保持	かたち	縦手すり
	高さ	手すりの上端が、被保険者の肩の高さ、またはその少し上 （長さは、500 mm程度）
トイレの 立ち座り動作	かたち	L字手すり、縦手すり（便器の横に取り付ける場合） 便器の正面に取り付ける場合は、横手すり（便器の先端から正面の壁まで 400 mm程度の距離が無い場合には縦手すり）
	高さ 位置	縦手すり部分 : 便器の先端から 200～400 mm程度前方、手すりの下端が、 トイレ床面から 600 mm程度（長さは、600～800 mm程度） 横手すり部分 : 便器より 220～250 mm程度上方、トイレ床面から 600～ 700 mm程度（長さは、600～700 mm程度）
浴室の 入浴動作	浴槽を出入りするための縦手すりを浴槽縁に設置 浴槽内で姿勢を保持するためのL字手すりまたは横手すりを浴槽横に設置 浴室出入りのための縦手すりを浴室出入り口に設置 ※取付ける高さや位置は、被保険者の動作や浴室の状況により、適切に設置しましょう。	

2. 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するためのもの

支給対象	支給対象外
<ul style="list-style-type: none"> • 敷居を低くする・撤去する工事 • 廊下や浴室の床をかさ上げる工事 • 式台（踏み台）やスロープを設置する工事 • 浴槽の高さを低くするため低層浴槽への交換 • 傾斜のきついスロープを緩やかなスロープに取替える工事 等 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 浴室の床の段差解消（かさ上げ）に伴う給排水設備工事 • スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 • 敷居の撤去等に伴う扉の継足し 	<ul style="list-style-type: none"> • 段差の踏面を拡張する工事 • 浴槽交換を行った際、給湯器（釜）を取替えた場合の購入費用や設置費用 • 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事

《Q&A》

<p>床段差を解消するために浴室にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。</p>
<p>浴室にすのこは特定福祉用具の入浴補助用具の浴室にすのこ（浴室において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。</p> <p>（平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」）</p>
<p>上り框の段差の緩和のため、式台（踏み台）を設置したり、上り框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。</p>
<p>式台（踏み台）については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上り框を二段にする工事は段差の解消として住宅改修の支給対象となる。</p> <p>（平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」）</p>
<p>昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。</p>
<p>昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。</p> <p>なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。</p> <p>（平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」）</p>

脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置（住宅改修に係るものに限る）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよろしいか。

- ① 水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置の変更。
- ② 浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事
- ③ ②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事

1. ら③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。

（平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」(平成 13 年 5 月 28 日追加)）

平成 12 年 12 月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。

浴槽の縁も、玄関の上り框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。

（平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」(平成 13 年 5 月 28 日追加)）

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。

玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、道路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。

（平成 12 年 11 月 22 日付厚生省老人保健福祉局振興課事務連絡「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A」）

玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

玄関の上り框への式台の設置等と同様に段差の解消として支給対象となる。

（平成 12 年 11 月 22 日付厚生省老人保健福祉局振興課事務連絡「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A」）

参考Ⅳ 傾斜路（スロープ）、式台（踏み台）について

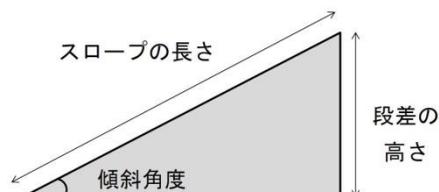
傾斜路（スロープ）の整備基準について

	千葉県福祉のまちづくり条例	バリアフリー法より抜粋
幅	1.2m 以上（段を併設する場合は、90 cm以上）	1.5m 以上（段を併設する場合は、1.2m 以上）
勾配	1/12 以下（高さ 16 cm以下の場合は、1/8 以下）	

※スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりを設置することが望ましいです。

傾斜路（スロープ）の勾配について

介助者が車いすを押せる限界の角度	15° 未満
介助者が無理なく車いすを押すことができる角度	10° 未満
車いすでの自走がほぼ可能な角度	5° 未満



傾斜角度		段差の高さ									
		50 mm	100 mm	150 mm	200 mm	250 mm	300 mm	400 mm	500 mm	600 mm	700 mm
スロープの長さ	400 mm	7°	14°	22°							
	600 mm	5°	10°	14°	19°						
	900 mm	3°	6°	10°	13°	16°	19°				
	1200 mm	2°	5°	7°	10°	12°	14°	20°			
	1500 mm	2°	4°	6°	8°	10°	12°	15°	19°		
	1800 mm		3°	5°	6°	8°	10°	13°	16°	19°	
	2100 mm		3°	4°	5°	7°	8°	11°	14°	17°	20°
	3000 mm			3°	4°	5°	6°	8°	10°	12°	13°

【車いすでスロープを下る場合】

- 自走の場合は、後輪から進入してください。
- 介助者が車いすを押す場合は、介助者が後ろ向きになり、車いすを受け止めるようにしながら降りてください。

式台（踏み台）の設置について

式台（踏み台）を設置し、段差を分割する場合、分割した段差が均等になるようにしましょう。

3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

足腰の筋力低下、関節可動域の制限がある場合に、滑りの防止のため、滑りにくい床材に変更し、安全に移動できるようにするためのもの

支給対象	支給対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室を畳敷からフローリングやビニール系床材等へ変更する工事 ・ 浴室の床材を滑りにくいものへ変更する工事 ・ 屋外の通路面を滑りにくい舗装材へ変更する工事 ・ 階段等の滑り止めを設置する工事 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いままで使っていなかった部分を壊して通路を新設する工事 ・ 老朽化による工事 ・ 同じ性質から同じ性質に変更する工事 ・ 単なる修繕工事
<p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強 ・ 通路面の材料変更のための路盤の設備及び屋外のコンクリートやアスファルトで舗装するための整地や砂利の転圧 	

《Q&A》

<p>滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象とあるか。また、階段のノンスリップを付けたカーペットを貼り付けたりする場合は支給対象となるか。</p> <p>いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。</p> <p>なお、ノンスリップが突出していたり、あまりに滑りが悪いとつまずき転倒する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。</p> <p>（平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」）</p>
<p>通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。</p> <p>例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル（滑りにくいもの）舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。</p> <p>（平成 12 年 11 月 22 日付厚生省老人保健福祉局振興課事務連絡「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A」）</p>
<p>通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。</p> <p>いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。</p> <p>（平成 12 年 11 月 22 日付厚生省老人保健福祉局振興課事務連絡「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A」）</p>
<p>居室においては、畳敷からの板製床材、ビニール系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。</p> <p>居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。</p> <p>（平成 29 年 7 月 3 日付全国介護保険担当課長会議資料「平成 29 年介護保険制度の改正等に関する FAQ」）</p>

4. 引き戸等への扉の取替え

扉の開閉動作が困難な場合に、開閉しやすくし、安全に移動できるようにするもの

支給対象	支給対象外
<ul style="list-style-type: none"> • 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替え • 扉の撤去 • ドアノブの変更、戸車・吊元の設置変更 • 扉の向き（右開きから左開き等）の変更 • 扉の新設（扉の位置の変更等に比べ、費用が低価に抑えられる場合に限る） 	<ul style="list-style-type: none"> • 扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合の動力部分 • 車いすで移動するための壁の取壊し
<p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 	

【扉の取替えに伴い、間口を広げる場合】

扉の種類を変更（開き戸から引き戸、折れ戸等）し、それに伴い間口を広げる場合は、支給対象です。扉の種類を変更せず（開き戸から開き戸、引き戸から引き戸等）、間口を広げることが目的の場合は、支給対象外です。

《Q&A》

<p>扉そのものは取替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。</p>
<p>扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。</p> <p>（平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」）</p>
<p>既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。</p>
<p>既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。</p> <p>（平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」）</p>
<p>門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。</p>
<p>引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。</p> <p>（平成 12 年 11 月 22 日付厚生省老人保健福祉局振興課事務連絡「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A」）</p>

5. 洋式便器等への便器の取替え

立ち座り動作の負担が軽減され、排せつ動作の自立を促すもの

支給対象	支給対象外
<ul style="list-style-type: none"> • 和式便器から洋式便器への取替え • 便座の高さの変更のための洋式便器の取替え • 便座の向きを変更する <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く） • 便器の取替えに伴う床材の変更 	<ul style="list-style-type: none"> • 非水洗便器から水洗化又は簡易水洗化の工事 • 既存の洋式便器に洗浄機能のみを付ける工事 • 暖房便座、洗浄機能付き便座にする等の工事 • 洗浄機能付便座の設置に伴うコンセント設置や水道配管工事等 • 手洗い器、収納棚の取付け

《Q&A》

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。

- ① 洋式便器をかさ上げする工事
- ② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える工事
- ③ 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

①は支給対象となる。

②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。

3. ついては、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

（平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」）

和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。

商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便座の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。

（平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」）

既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。

（平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」）

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当するか。

腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。

（平成 12 年 4 月 28 日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係る Q&A Vol.2」）

参考 v その他

「住宅改修の種類」に該当する工事と該当しない工事をあわせて行う場合

- ・ 「住宅改修の種類」に該当する工事の費用のみ支給対象となります。
- ・ 見積書の作成については、あわせて「別冊 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請について（補足資料：必要書類）」の P.10～13 をご覧ください。

例) ユニットバスへの交換で、「住宅改修の種類」に該当する工事

※ 以下の表はあくまで例です。被保険者ごとに、困難な状況・改修箇所・目的等は異なります。その被保険者に合う「住宅改修の種類」の検討が必要です。

困難な状況・改修箇所・目的	住宅改修の種類
浴槽での立ち座りの際、支持するものがないため、手すりを取付けたい	手すりの取付け
脱衣所と浴室に段差があり、出入りが困難なため、床をかさ上げし、平らにしたい	段差の解消
浴槽が深く、跨ぎ動作が困難なため、浅い浴槽に交換したい	段差の解消
浴室の床が滑りやすく危険なため、床材を変更したい	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修の種目と類似した福祉用具について

- ・ 住宅改修は、支給限度基準額が被保険者 1 名に対して 20 万円（税込）です。
- ・ 福祉用具購入は、支給限度基準額が年度で被保険者 1 名に対して 10 万円（税込）です。
- ・ 住宅改修だけでなく、福祉用具購入及び福祉用具貸与もあわせて検討してください。

住宅改修の種類	福祉用具貸与・福祉用具購入の品目		
手すりの取付け	貸与	手すり	取付けに際し、工事を伴わないもの
	購入	浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの
段差の解消	貸与	スロープ	取付けに際し、工事を伴わないもの
	購入	浴室内すのこ	浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの
		浴槽内すのこ	浴槽の中に置いて浴槽の底面の逆さを補うもの
浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるもの		
洋式便器等への便器の取替え	購入	補高便座	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 洋式便器の上に置いて高さを補うもの

IV. 手続の流れ

1. ケアマネジャーへ相談

- 被保険者を担当している介護支援専門員（ケアマネジャー）及び地域包括支援センターの担当職員にご相談ください。
- 相談できるケアマネジャーがない場合には、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

※ 詳しくは、**P.30～31**「地域包括支援センターのご案内」をご覧ください。

- 生活保護受給者は、ケアマネジャー及び社会福祉課のケースワーカーへご相談ください。
- ケアマネジャーは、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、被保険者に対して説明をしてください。

※ ケアマネジャーが理由書を作成する業務は、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできません。

※ ケアマネジャーが自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業所から仲介料・紹介料を徴収したりすること等は認められません。

2. 施工業者の選定、改修内容等の確認

- 被保険者及び親族、ケアマネジャー、施工業者の三者で打ち合わせや調整を行い、被保険者の心身の状況や日常生活動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の改修内容、改修箇所、その選定理由を確認してください。
- 佐倉市では、指定業者制度をとっておりません。（令和3年3月時点）

3. 支給方法の決定

- 改修費用のうち保険給付となる費用の支給方法は2種類あります。支給方法を決定してください。

支給方法	
受領委任払い	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が支給対象となる費用の1割～3割（利用者負担）を施工業者に支払います。事後申請後、支給対象となる改修費用の残りの7割～9割（保険給付）を施工業者に支給します。 事前申請の際、「受領委任払い申出書」を提出してください。 佐倉市では、指定業者制度をとっておりません。
償還払い	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者または親族等が費用の全額を一旦施工業者に支払います。事後申請後、支給対象となる改修費用の7割～9割（保険給付）を被保険者または親族等に支給します。 振込先の口座名義人を、被保険者以外を指定する場合には、事前申請の際に「委任状」を提出してください。

4. 事前申請

- 改修内容が確定したら「必要書類」を作成し、必ず着工前に、申請を行ってください。
※ 来庁者の指定はありません。
- ご準備いただいた「必要書類」に基づき、書類審査を行います。

必要書類

※ 詳しくは、「別冊 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請について（補足資料：必要書類）」の P.3～24 をご覧ください。

必要書類		別冊 (補足資料：必要書類) 対応ページ
①	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 ※着工日、完成日、改修費用は、空欄にしてください。	4
②	住宅改修が必要な理由書 ※介護支援専門員等が作成します。	6
③	見積書・内訳書	10
④	図面 ※改修箇所や移動経路等がわかるもの	14
⑤	改修前写真 ※カラー・日付入り	18
⑥	住宅改修の承諾書 ※改修する住宅の所有者が、被保険者または配偶者以外の場合に必要	22
⑦	受領委任払い申出書 ※支給方法が、 受領委任払い の場合に必要	23
⑧	委任状 ※支給方法が、 償還払い でかつ振込先の口座名義人が 被保険者以外の親族等 の場合に必要	24

- 来庁者に、被保険者の身体状況や改修内容等についてお聞きすることや、書類の差替え、改修内容等について被保険者やケアマネジャー、施工業者へ確認をしていただく場合があります。
- 支給対象と見込まれる場合には、被保険者宛ての「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に関する確認のお知らせ」を来庁者にお渡しいたしますので、それから改修工事を開始してください。

【被保険者及びその親族等が改修工事を行う場合】

- 必要書類①～⑤が必要です。また、必要に応じて⑥、⑧もご準備ください。
- 見積書には、使用する材料の内訳を記載してください。
※ 材料費（材料の購入費）は、支給対象ですが、施工費（工賃等の取付け費用）は、支給対象外です。

介護保険住宅改修における適正化事業の取組みについて

- 住宅改修の申請の中で、次の「確認の対象」に該当する場合には、日程調整を行い専門知識を有する市職員が、**書類確認**及び居宅を訪問し**現地確認**を行います。
- 原則として、事前申請後の改修工事前に確認を行いますが、確認が必要と判断した場合には、改修工事完了後に行う場合もあります。
- 書類確認及び現地確認を行う場合、申請があってから改修工事までに時間がかかることとなりますが、被保険者の方にとって効果的で、適正な住宅改修とするために必要な取組みですのでご理解とご協力いただけますようお願いいたします。

改修工事の日程について

書類の追加や差替えが必要な場合や現地確認を行う場合があるので、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に関する確認のお知らせ」を受け取った後に、改修工事の日程を決めることをおすすめいたします。

事前申請を行うより先に改修工事の日程を決める場合には、余裕を持って日にちを設定してください。

確認の対象

- (ア) 改修費が高額と考えられるもの
- (イ) 改修規模が大きく複雑であるもの
- (ウ) 提出書類や写真からは現状がわかりにくいもの
- (エ) その他

確認の内容

i. 書類確認	「確認の対象」に該当する改修工事について、書類により内容を確認します。 改修工事の内容等に関する問合せや、確認の結果に基づく相談や修正等についてご連絡することがあります。
ii. 現地確認	「確認の対象」に該当する改修工事について、現地確認の必要がある場合には、住宅改修の申請を行った被保険者の居宅を訪問し、現地での確認を行います。 住宅改修の対象となる改修工事について、申請内容等に関する調査、住宅改修の給付内容の評価、改修内容についての助言・指導等を行います。

確認の流れ

① 事前申請	
② 書類確認	「確認の対象」に該当する改修工事について、書類により内容を確認します。
③ 日程調整	被保険者及び親族、ケアマネジャー、施工事業者、市職員との日程を調整します。
④ 現地確認	関係者立会いのもと、事前申請の内容と整合性を確認し、改修内容が支給対象と見込まれるか確認を行います。
⑤ 申請内容の評価	A) 実施した確認についての内容評価 B) 必要に応じて助言・指導等の実施
⑥ 着工許可	「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に関する確認のお知らせ」を送付します。
⑦ 改修工事	

5. 改修工事

- 事前申請の内容に基づき、改修工事を行ってください。

【事前申請の改修内容と変更があった場合】

- やむを得ず現場で変更が必要となった場合には、必ず**着工前**に介護保険課（☎043-484-6174）へ連絡してください。
- 無断で工事内容を変更した場合は、保険給付となる費用が支給できなくなる可能性があります。

変更内容	具体例	対応
変更内容が軽微な変更の場合	トイレの <u>横手すり</u> 取付けから トイレの <u>縦手すり</u> 取付けへの変更	必ず 着工前 に介護保険課へ連絡してください。 変更の内容により、事前申請の書類（写真等）の追加や差替えを行っていただく場合があります。 改修工事前の状況等が書類で確認できないと、保険給付となる費用が支給できなくなる可能性がありますので、ご注意ください。
変更内容が軽微な変更に該当しない場合	<u>トイレ</u> の手すり取付けから <u>廊下</u> の手すり取付けへの変更 新規箇所の追加	事前申請 からの手続きが必要です。 事前申請を行わないまま改修工事を行うと、支給対象外となりますので、ご注意ください。
改修工事が 不要 となった場合		必ず介護保険課へ連絡し、「住宅改修申請取下書」を提出してください。

- 支給方法が受領委任払いの場合には、「介護保険負担割合証（ピンク色）」の「利用者負担の割合」を確認して、利用者負担額を計算してください。
※ 支給額に1円未満が生じる場合には、1円未満を切捨てます。
- 事前申請から6か月経っても事後申請を行っていない場合、状況の確認のためご連絡いたします。改修工事完了後は、速やかに事後申請を行ってください。

6. 事後申請

- 改修工事が完了したら「必要書類」を作成し、申請をしてください。

※ 来庁者の指定はありません。

- ご準備いただいた「必要書類」に基づき、書類審査を行います。

必要書類

※ 詳しくは、「別冊 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請について（補足資料：必要書類）」の P. 25～31 をご覧ください。

必要書類		別冊 (補足資料：必要書類) 対応ページ
①	領収書 ※原本をご持参ください。確認後、お返しします。	26
②	改修後写真 ※カラー・日付入り	28

- 事前申請でご提出いただいた「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」に、着工日、完成日、改修費用（全額）を記入していただきます。
- 来庁者に、被保険者の身体状況や改修内容等についてお聞きすることや、書類の差替え、改修内容等について被保険者やケアマネジャー、施工業者へ確認をしていただく場合があります。
- 領収書は、申請内容を確認し返却します。領収書の返却方法は以下の2つです。

※ 領収日の翌日から**2年間**事後申請を行わなかった場合、時効となり保険給付となる費用は支給できなくなりますので、ご注意ください。

返却方法	
(ア)	確認後、その場で来庁者へお返しします。
(イ)	確認後、その場でお預かりし、支給（不支給）決定後に送付する「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書」に同封し、被保険者へ郵送でお返しします。

【入院（所）中または要介護（支援）認定申請中の場合】

退院（所）後または介護度確定後に申請してください。

【被保険者及びその親族等が改修工事を行う場合】

必要書類①、②が必要です。

領収書は、材料の販売者（ホームセンター等）が発行したもので、宛名は被保険者氏名（フルネーム）です。

7. 支給額の振込

- 書類審査を行い、支給・不支給の判断をします。
- その結果を記載した「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書」を、原則として被保険者宛てに郵送します。支給対象となる場合には、その決定通知書に支給金額、振込口座、振込予定日等が記載されております。

V. 地域包括支援センターのご案内

改修前に市に提出する書類の「住宅改修が必要な理由書」は、ケアマネジャーが作成します。担当ケアマネジャーがない場合は、お住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。

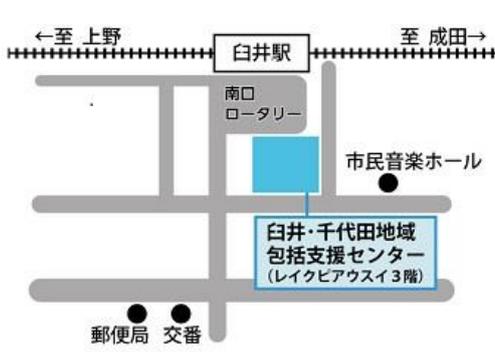
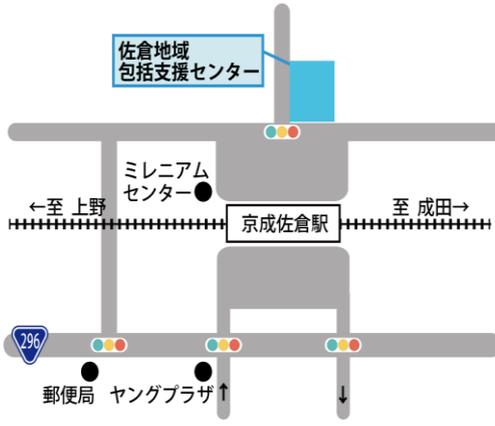
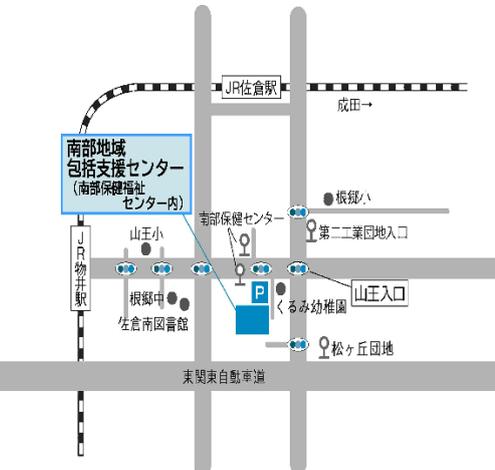
【各センター共通事項】

- 相談受付：日曜日～金曜日
(休み：土曜日・祝日・12月29日～1月3日)
- 駐車場：有

緊急時、時間外も電話にて対応

相談無料・申込み不要

佐倉市志津北部地域包括支援センター	
住 所	ユーカリが丘2丁目2番1号
電話(FAX)	043 - 462 - 9531 (043 - 462 - 9532)
担当地区	上座・小竹・青菅・先崎・井野・井野町・宮ノ台1～6丁目・ユーカリが丘1～7丁目・南ユーカリが丘・西ユーカリが丘1～7丁目
佐倉市志津南部地域包括支援センター	
住 所	上志津1672番地7 志津市民プラザ1階
電話(FAX)	043 - 460 - 7700 (043 - 460 - 7701)
担当地区	上志津・上志津原・下志津・下志津原・中志津1～7丁目・西志津1～8丁目

佐倉市臼井・千代田地域包括支援センター	
住所	王子台1丁目23 レイクハウス3階
電話(FAX)	043 - 488 - 3731 (043 - 488 - 3732)
担当地区	臼井・臼井田・臼井台・江原・江原新田・角来・印南・八幡台1～3丁目・新臼井田・江原台1～2丁目・王子台1～6丁目・南臼井台・稲荷台1～4丁目・生谷・畔田・吉見・飯重・羽鳥・染井野1～7丁目
	
佐倉市佐倉地域包括支援センター	
住所	宮前3丁目12番地1
電話(FAX)	043 - 488 - 5151 (043 - 481 - 0006)
担当地区	田町・海隣寺町・並木町・宮小路町・鏑木町・鏑木町1～2丁目・新町・裏新町・中尾余町・最上町・弥勒町・野狐台町・鍋山町・本町・樹木町・将門町・大蛇町・藤沢町・栄町・城内町・千成1～3丁目・大佐倉・飯田・岩名・萩山新田・土浮・飯野・飯野町・下根・山崎・上代・高岡・宮前1～3丁目・白銀1～4丁目・鏑木仲田町
	
佐倉市南部地域包括支援センター	
住所	大篠塚1587 南部保健福祉センター内
電話(FAX)	043 - 483 - 5520 (043 - 483-5521)
担当地区	六崎・寺崎・寺崎北1～6丁目・太田・大篠塚・小篠塚・神門・木野子・城・石川・表町1～4丁目・大作1～2丁目・大崎台1～5丁目・山王1～2丁目・春路1～2丁目・馬渡・藤治台・寒風・直弥・上別所・米戸・瓜坪新田・上藤田・下藤田・八木・長熊・天辺・宮本・高崎・坪山新田・岩富町・岩富・坂戸・飯塚・内田・宮内・西御門・七曲
	

問合せ先	
佐倉市役所 福祉部 介護保険課 介護給付班	
住 所	〒285 - 8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
連絡先	TEL : 043 - 484 - 6174（直通） FAX : 043 - 486 - 2503